諮問番号：令和２年度諮問第 ９ 号

答申番号：令和２年度答申第２１号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

●●●長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和元年６月２６日付けで行った児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号。以下「法」という。）に基づく児童扶養手当資格喪失処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、認容すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

審査請求書、大阪府行政不服審査会（以下「審査会」という。）に提出された主張書面、審査会からの質問に対する回答書及び令和２年８月１９日に実施した口頭意見陳述を踏まえた審査請求人の主張の要旨は、以下のとおりである。

（１）本件処分が、法令等に則った結果であることは理解できるが、審査請求人は、審査請求人の元夫（以下「元夫」という。）と一緒に住んでいないにもかかわらず、生計を共にしていたと認定されたことに異議がある。処分庁より聞きたい事があるという趣旨の手紙が届いたので出向いたところ、平成２９年２月から、元夫が同じ住民票に載っているとの事だった。１枚の用紙ではなく別々の用紙で登録されているようだが、事実婚とみなされるとの事で、ひとり親家庭として認められないと言われた。処分庁の職員に、住所があれば、審査請求人が許可しなくても、誰でも勝手に住民票を取得できるのか尋ねたところ、そこに住所があれば誰でも取得できるとのことであった。その後、すぐに住民票担当の所へ行き、住民票から元夫を削除してもらうように申し出た。また、今度元夫が現れたときの対策として、要注意とメモを入れてもらった。

（２）本件審査請求をするにあたり、元夫が、平成２９年２月１２日に入国し、同年８月１６日に出国するまで、就労目的で●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●にて生活していたことを確認した。その当時、布団が欲しいと言われ、余っている布団を元夫のもとへ運んで行ったことがある。なお、一緒に住んでいないことを証明するため、不動産賃貸会社に、当時の賃貸借契約の記録が残っていないか調べてもらったが、退去済みのため記録は残っていないとのことであった。平成３０年６月９日から同年７月２２日の元夫の滞在目的は、自動車運転免許更新のためであると考え、門真運転免許試験場に、その記録があれば調べてほしいこと、証明できる書類をいただけないか聞いたところ、個人情報なので教えてもらうことができず、書類についても、免許更新のための書類なので他の用では出せないとのことであった。

（３）離婚後、元夫の申し出で２回程やり直したことがあるが継続せず、３回目に申し出があった際は、児童扶養手当は、単に審査請求人が元夫と一緒に暮らしていない期間だけもらえるものではないので、同居できないと説明した上で、まずは別の場所で生活してみるように言い、警察を呼んで引き取ってもらったという経緯がある。この記録が警察に残っていないか、個人情報開示の手続を行う予定である。また、児童扶養手当を不正受給していると認定されると２倍の額の返還が求められるとの噂があったので、元夫と一緒に暮らしていたときは、資格喪失の手続を行った。

（４）元夫とは、養育費を取り決めずに離婚したため、養育費はもらっていないし、以前はＳＮＳで連絡が取れたが、今は連絡を取ることができない状態である。

（５）本件処分が行われる過程で、元夫から養育費をもらっているかについて、処分庁からの調査はなく、元夫と一緒に住んでいないことの証明も求められなかった。元夫と一緒に住んでいないことを主張したが、一刻も早く支給停止の手続をするように言われ、理由についても、住民票が同じ住所地であれば事実婚になるとしか説明されなかった。また、処分庁の職員が主張する、住民票の「１枚の用紙」についての説明や、「世帯主」についての説明もなかった。

（６）処分庁の職員に対して、返還額がいくらになるのか、審査請求はどのような流れなのか、児童扶養手当の返還と並行しながら審査請求を行うのか及び審査請求が認容された場合の返還金の扱いについて尋ねたが、「わからない。」との回答であり、それは、そもそも審査請求が認容されないということか、また、審査請求が認容された事例を把握していないかを尋ねると、「把握していない。」との回答であったが、家計を支える身として何もせずにいるわけにはいかず、本件審査請求を行った。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）本件処分が（法令等）が求める要件に該当するかについて

ア　処分庁は、審査請求人と元夫の住民票が同一住所地に置かれていたことから、事実婚に当たるとして、本件処分を行ったことが認められる。法第３条第３項では、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、「配偶者」には婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む旨規定されている。また、法第４条第１項並びに第２項柱書及び第４号では、児童が母の配偶者に養育されているときは、児童扶養手当は支給しない旨規定されている。

また、「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係法令上の疑義について」（昭和５５年６月２３日児企発第２６号厚生省児童家庭局企画課長通知。以下「課長通知」という。）では、事実婚の解釈については、当事者間に社会通念上夫婦としての共同生活と認められる事実関係が存在しておれば、それ以外の要素については一切考慮することなく、事実婚が成立しているものとして取り扱うこととしたと示され、また、事実婚は、原則として同居していることを要件とする旨示されている。

そして、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号。以下「住基法」という。）第３条第２項では、市町村長等は住民基本台帳に基づいて住民に関する事務を管理し、又は執行する旨規定されている。

したがって、本件処分は、法令の規定及び通知等に基づき適正になされたものであり、違法又は不当な点は存在しない。

イ　審査請求人は、元夫は、平成２９年２月１２日に入国し、平成２９年８月１６日に出国するまで、審査請求人とは別の住所地（●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●）で生活をしていた等と主張し、また、元夫の出入国記録の写しを証拠として提出している。

しかし、元夫の住居に係る賃貸借契約書等の審査請求人と同居していないことが確認できる証拠の提出はなく、出入国記録についても同居をしていない証明にはならないことから、審査請求人の主張を採用することはできない。

（２）上記以外の違法性又は不当性についての検討

　　　他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和２年６月３０日　　諮問書の受領

令和２年７月　１日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：７月１５日

口頭意見陳述申立期限：７月１５日

令和２年７月１５日　　審査請求人の主張書面（令和２年７月８日付け）及び口頭意見陳述申立書（令和２年７月８日付け）の受領

令和２年７月１７日　　第１回審議

令和２年７月２８日　　審査会から処分庁及び審査請求人に対し回答の求め（処分庁からの回答書：令和２年８月１２日付け●●●●●第１９４号。以下「処分庁回答書」という。審査請求人からの回答書：令和２年８月１７日付け）

令和２年８月１９日　　口頭意見陳述の実施及び第２回審議

令和２年９月　３日　　審査請求人から提出された資料（以下「審査請求人資料」という。）の受領

令和２年９月１７日　　第３回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第１条は、「この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。」と定めている。

（２）法第３条第３項は、「この法律にいう「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を（中略）含むものとする。」と定めている。

（３）法第４条第１項は、「都道府県知事、市長（中略）及び福祉事務所（中略）を管理する町村長（中略）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対し、児童扶養手当（中略）を支給する。」と定め、第１号で、「次のイからホまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護する場合　当該母」とし、イで「父母が婚姻を解消した児童」と定めている。

（４）住基法第１条は、「この法律は、市町村（中略）において、住民の居住関係の公証、（中略）その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに（中略）、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。」と規定し、同法第３条第２項では、「市町村長その他の市町村の執行機関は、住民基本台帳に基づいて住民に関する事務を管理し、又は執行する（後略）。」と定めている。

（５）地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準である課長通知は、事実婚の範囲について、１（１）で、「児童扶養手当は、母がいわゆる事実婚をしている場合には支給されない。（中略）これは、母が事実婚をしている場合には実質上の父が存在し、児童はその者から扶養を受けることができるので、そもそも児童の養育費たる性格をもつ本手当を支給する必要性が存在しないからである。（中略）よつて、今回、事実婚の解釈については、当事者間に社会通念上夫婦としての共同生活と認められる事実関係が存在しておれば、それ以外の要素については一切考慮することなく、事実婚が成立しているものとして取り扱うこととした。また、事実婚は、原則として同居していることを要件とする（後略）。」と記されている。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）、処分庁回答書及び審査請求人資料によれば、以下の事実が認められる。

（１）令和元年６月１２日に、処分庁は、審査請求人に対して、平成２９年２月１７日から、審査請求人と同一の住所地に元夫の住民票があるため、平成２９年２月１７日付けで児童扶養手当の資格喪失となる旨を審査請求人に伝え、審査請求人から、令和元年６月１２日付けの児童扶養手当資格喪失届（以下「喪失届」という。）を受理した。喪失届の「⑤喪失理由（番号を○で囲んでください。）」の欄は、「セ　事実婚」が丸で囲まれており、「⑥喪失（死亡）年月日」の欄には、「平成２９年２月１７日」と記載がある。

（２）令和元年６月２６日付けで、処分庁は、審査請求人の児童扶養手当受給資格がなくなったとして、本件処分を行った。同日付けの児童扶養手当資格喪失通知書の「受給資格がなくなった日」の欄には、「平成２９年０２月１７日」と記載があり、「受給資格がなくなった理由」の欄には、「事実婚」と記載がある。

（３）令和元年７月１８日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

（４）処分庁回答書に添付の資料からは、以下のことが確認できる。

ア　審査請求人が筆頭者の戸籍には、審査請求人の子（以下「本件児童」という。）の「父」の欄に、元夫の氏名が記載されている。

イ　審査請求人の住民票には、「住所」の欄に「●●●●●●●●●」と記載されており、「住所を定めた年月日」の欄には「平成２２年３月１１日」と記載されている。また、審査請求人の「続柄」の欄には「世帯主」と記載されている。

ウ　元夫の住民票の除票には、「住所」の欄に「●●●●●●●●●」、「平成２９年２月１７日　届出　転入」と記載されており、「続柄」の欄には、「世帯主」と記載されている。なお、「備考」の欄には、「令和元年７月１２日　不現住により令元．７．１２職権消除」と記載されている。

（５）審査請求人資料である●●●警察署が作成した「広聴相談カード」には、「受理日時」の欄に「平成２９年２月１２日（日）１１時３０分～１３時３０分」と記載されており、「申出者」の欄に審査請求人の氏名が、「関係者」の欄に元夫の氏名が記載されている。また、「広聴相談等カード（継紙）」には、

「本職等が、現場に赴き、申出者及び関係者から聴取したところ、申出者は

○　別れ夫が突然、自宅の鍵を開けて入ってきた。夫が自宅にきた理由は、「湯沸かし器を直しに来た」と言ってましたが、私は元夫と今後一切関わりたくないのです。

（中略）

○　本日は、自宅の鍵を返してもらい、この家から出て行って欲しいのです。私は、元夫と復縁するつもりはありません。

旨申し立てた。

さらに聴取すると、申出者は

○　約２年前に元夫とは離婚しており、この自宅で子供２名と生活しています。

○　元夫は、子供に対しての口調がきつく、すぐに怒るので一緒にいたくありません。

（中略）

申出者は、

（中略）

○　元夫が、隣に住もうがこの辺りで住もうが構いません。私の家に入らなければそれでいいのです。

と申し述べることから、関係者から自宅の鍵２本の返却を済ませたものである。

（後略）」

との記載がある。

３　判断

（１）法の目的は、法第１条で定めるとおり、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることであり、法第４条第１項は、児童の母と婚姻関係にあるような父が存在しない状態、あるいは児童の扶養の観点からこれと同視することができる状態にある児童を、児童扶養手当の支給対象児童として類型化したものであると解することができる。

また、課長通知では、当事者間に社会通念上夫婦としての共同生活と認められる事実関係が存在しておれば、事実婚が成立しているものとして取り扱うこととされており、児童扶養手当の実質は養育費であるから、法における「事実婚」の認定に当たっては、養育費が支払われる蓋然性の有無という事実の評価を適正に行うべきである。したがって、この課長通知については、現実の扶養を期待できる場合を「事実婚」に該当する趣旨であると解釈すべきである（最高裁平成１４年１月３１日第一小法廷判決、民集５６巻１号２４６頁）。

なお、法上は「受給事由喪失」を理由として従来の受給資格を失わせる処分にかかる明示的な規定は存しないが、受給資格を認定する行為の法上の根拠規定のうちに、当該受給資格が喪失した場合に、職権で従来の受給資格を失わせる処分を行う権限の法的根拠も含まれていると解することができる。もっとも、児童扶養手当受給資格を喪失させる処分は、実質的には不利益処分であるから、行政側には一定の制約が認められるし、また、不利益処分に準じた手続保護がなされるべきである。

（２）「事実婚」に該当すると認定するためには、本件児童が母親である審査請求人と同居する者から現実の扶養を期待できる場合であったか否かを判断することが必要であるが、大量の事務処理を行う行政事務の実情からすれば、すべての申請案件について母の同居に関する具体的事実まで調査する義務を負わせるべきではなく、そのような加重な義務を負わせることは、却って児童扶養手当支給の事務手続を停滞させるおそれがある。そのため、一般的には、婚姻関係になくとも、住民票上同一世帯にあることが記載されていることをもって、事実婚に該当すると判断することが許されるというべきである。

本件においても、本件児童の母親である審査請求人と元夫が住民票上同一世帯にあることが記載されていれば「事実婚」に該当することが推定され、事実婚でないことは、審査請求人側で立証すべき事項となると解される。これに対して、審査請求人と元夫が住民票上同一住所であっても、世帯主が別である場合においては、児童扶養手当の受給資格喪失という不利益処分である本件処分の要件である「事実婚」に該当して現実の扶養を期待できる場合であることの立証責任は、処分庁側にあると解される。

そこで、審査会から処分庁に対して、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第８１条第３項において準用する同法第７４条の規定に基づき資料の提出を求めたところ、審査請求人の住民票と元夫の住民票（除票）が提出された。これによれば、審査請求人と元夫とは、平成２９年２月１７日に、住民票上は同一住所となっていているものの、世帯主がそれぞれ別となっていることが認められる。にもかかわらず、処分庁において本件処分を行うに際し、本件児童が審査請求人の元夫から現実の扶養を期待できる場合であるか否かに関する事情聴取が行われたとの事実は認められない。その他、処分庁において本件児童が元夫から現実の扶養を期待できたとする主張・立証はなされていない。加えて、●●●警察署作成の「広聴相談カード」によると、平成２９年２月１２日に元夫が無断で審査請求人宅に入り込んでいたので、審査請求人が警察を呼んで元夫を審査請求人宅から追い出し、また、元夫が持っていた家の鍵を返してもらったこと、さらに、審査請求人が「元夫は子どもに対して口調がきつく、すぐに怒るので一緒にいたくありません。元夫と復縁するつもりはありません。」と述べている事実が認められる。

（３）以上により、元夫が、審査請求人と同一の住所地に住民票を置いている限り、児童扶養手当の支給要件（法第４条第１項第１号イ）の「父母が婚姻を解消した児童」を満たさず、事実上、婚姻関係と同様の事情にあるとの理由でなされた本件処分は、元夫が審査請求人とは別の世帯主として住民登録されているにもかかわらず、事実婚状態であるか否かの具体的な調査を行わずに、住民票上の住所が同一であるとの事実のみを根拠に漫然と行われた違法な処分であり、取り消されるべきである。

したがって、本件審査請求は認容すべきである。

大阪府行政不服審査会第２部会

委員（部会長）針原　祥次

委員　　　　　衣笠　葉子

委員　　　　　野田　崇